

事業対象区域一覧

	圏域	市町村	地域指定		基金造成有無	棚田地域等
1	北部	名護市		(特)	有	※
2		国頭村	過	特	有	※
3		大宜味村	過	特	有	※
4		東村	過	特	有	※
5		今帰仁村			有	※
6		本部町	過			※
7		恩納村			有	※
8		宜野座村			有	※
9		金武町			有	※
10		伊江村	過		有	※
11		伊平屋村	過		有	※
12		伊是名村	過			※
13	中部	うるま市			有	※
14		沖縄市				※
15		読谷村				※
16		北中城村				※
17		中城村				※
18		西原町				※
19	南部	糸満市			有	※
20		豊見城市				※
21		八重瀬町				※
22		南城市	過			※
23		与那原町				※
24		南風原町				※
25		久米島町	過		有	※
26		渡嘉敷村	過	特	有	※
27		座間味村	過	特	有	※
28		粟国村	過		有	※
29		渡名喜村	過		有	※
30		南大東村	過		有	※
31		北大東村	(過特特)		有	※
32	宮古	宮古島市	過		有	※
33		多良間村	過		有	※
34	八重山	石垣市			有	※
35		竹富町	(過特特)	特		※
36		与那国町	過		有	※
合計			17	7	基金造成有:23	36

○農振農用地がない市町村は一覧表から除く

○「過」は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、「特」は特定農山村法

○「(過特特)」は新過疎法において特別特定市町村としてR9年度まで経過措置の対象。

○地域指定(過、特)及び基金造成市町村については、市町村全域が対象。ただし、一覧表に記載されている基金の造成状況に変更があった場合、対象区域外となる場合がある。

○県内において棚田地域はないが、棚田地域等(※:主傾斜1/20以上の農地が全農地の1/2以上を占める地域)がある市町村については、同地域が対象